

令和6年第7回嘉麻市農業委員会総会議事録

| | | | | |
|----------------------|---|------|-------|------|
| 招集年月日 | 令和6年7月10日 | | | |
| 招集の場所 | 嘉麻市役所5階会議室 | | | |
| 開閉会日時 及び宣言 | 開会 令和6年7月10日 10時30分 | 開会宣言 | 繩田 緑 | |
| | 閉会 令和6年7月10日 11時30分 | 閉会宣言 | 繩田 緑 | |
| 付議案件 | ①議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について (1 件) ②議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について (2 件) ③議案第29号 農用地利用集積計画(案)の決定について (10 件) ④議案第30号 農用地利用配分計画(案)の決定について (1 件) ⑤通知第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について (1 件) | | | |
| 出席及び欠席 | 出席 13名 | | 欠席 2名 | |
| 議事録署名委員 | 5番 | 中嶋 誠 | 6番 | 藤島 進 |
| 職務の為委員会に 出席した者の氏名 | 事務局長 | 松尾典子 | 庶務係長 | 伊藤紀子 |
| | 主任主事 | 守上 謙 | 主任主事 | 中川直音 |

| 農業委員 出席状況 | 議席 番号 | 氏名 | 出欠 | 議席 番号 | 氏名 | 出欠 |
|--------------|----------|--------|----|----------|-------|----|
| | 1 | 武田 陽一 | ○ | 9 | 田中 久 | ○ |
| | 2 | 山田 恵子 | ○ | 10 | 松尾 孝嗣 | ○ |
| | 3 | 嶋田 尋美 | ○ | 11 | 品原 勇二 | ○ |
| | 4 | 田子森 富雄 | ○ | 12 | 井手 勇 | × |
| | 5 | 中嶋 誠 | ○ | 13 | 中村 由美 | ○ |
| | 6 | 藤島 進 | ○ | 14 | 繩田 緑 | ○ |
| | 7 | 添田 實 | ○ | 15 | 繩田 精二 | ○ |
| | 8 | 山崎 健一 | × | | | |

| 農地利用最適化 推進委員 出席状況 | 担当地区 | 氏名 | 出欠 | 担当地区 | 氏名 | 出欠 |
|-------------------------|------|-------|----|------|----|----|
| | 下山田 | 有江卓一朗 | ○ | | | |
| | 牛隈 | 松本 隆二 | ○ | | | |
| | 口春 | 花岡 善明 | ○ | | | |

第7回嘉麻市農業委員会総会（令和6年7月10日）

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 予定時刻になりましたが会議を始める前に、議案書の訂正をお願いいたします。 4ページ 審議番号1の農地区分 第2種農地になっていますところを第1種農地に同じく4ページおよび5ページ 審議番号2の転用目的・施設の概要の建売住宅のところを、特定建築条件付売買予定地に変更をお願いいたします。 |
| 事務局 | 会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして下さい。 本日の出欠状況をご報告いたします。 在任委員15名中、欠席者 8番山崎委員、12番井手委員 2名であり過半数を越えておりますので、会議規則第6条に従い、本総会は成立していますのでご報告いたします。 |
| 事務局 | 本日の資料の確認をさせて頂きます。 事前に郵送しておりました令和6年第7回嘉麻市農業委員会総会議案書、同資料と本日配布しております差し替えの資料の3点です。ご確認をお願いいたします。 それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。 |
| 副会長 | 只今より、令和6年第7回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。 |
| 事務局 | 続きまして、農業委員会憲章の朗読でございます。ご起立をお願いいたします。 |
| 会場 | 【農業委員会憲章朗読】 |
| 事務局 | ご着席下さい。それでは、会長挨拶をお願いいたします。 |
| 会長 | 【会長挨拶】 |
| 事務局 | 議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。 それでは、会長、議事進行をお願いいたします。 |
| 議長 | それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第14条により議長が指名することにご異議ありませんか？ |
| 会場 | 【異議なしの声】 |
| 議長 | 署名委員につきましては、5番 中嶋委員と6番 藤島委員にお願いします。 |
| 議長 | それでは、議事に入ります。 議案第27号を議題といたします。 事務局に説明をお願いします。 |

| | |
|--------|--|
| 事務局 | <p>それでは、1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。</p> <p>令和6年7月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 繩田 精二</p> |
| 事務局 | <p>今月は、農地法第3条関係におきまして、1件の申請が出ております。</p> <p>それでは、2ページをお願いいたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>農地法第3条関係審議表番号 1</p> <p>申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 地目：田 地積：364 m²</p> <p>申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (70) 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇 (98)</p> <p>譲受人耕作地 自作地：なし 借入地：なし</p> <p>権利内容：所有権移転 売買</p> </div> |
| 事務局 | <p>この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を売買で取得するものであります。自作地なしとなっておりますが、〇〇 〇〇氏は農事組合法人〇〇〇の構成員及び理事であり、年間を通して農業に従事されております。</p> <p>周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願ひいたします。資料といいたしまして、1ページに位置図、2ページに申請地図を添付しております。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>只今、事務局の説明が終わりました。</p> <p>審議番号1番について、地区担当：有江推進委員に説明をお願いいたします。</p> |
| 有江推進委員 | <p>今説明がありましたとおり、〇〇 〇〇さんがご高齢となり、ご近所で昔からお付き合いのある〇〇 〇〇さんに相談があり売買されることになりました。今はなにもされていない田ですけれども、〇〇さんがこの先管理していくということで何も問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。</p> |
| 議長 | <p>只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。</p> <p>審議番号1番について、ご質問はございませんか？</p> |
| 会場 | 【なしの声あり】 |
| 議長 | <p>質問がないようですので採決に入りたいと思います。</p> <p>審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。</p> |

| | |
|---|--|
| 会 場 | 【挙手】 |
| 議 長 | <p>賛成多数であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>ここで推進委員の退席をお願いいたします。</p> |
| 議 長 | 続きまして、議案第 28 号を議題といたします。 |
| 事 務 局 | <p>それでは、3 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 農地法第 5 条第 1 項の規定により別紙のとおり申請があつたので審議に付する。</p> <p>令和 6 年 7 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 繩田 精二</p> <p>今月は、農地法第 5 条関係におきまして、2 件の申請が出ております。</p> <p>それでは、4 ページをお願いいたします。</p> |
| <p>農地法第 5 条関係審議表番号 1</p> <p>申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇 地目：田 地積：369 m²</p> <p>申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (41)</p> <p>申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇 (65)</p> <p>転用目的：資材置場</p> <p>農地区分：第 1 種農地</p> | |
| 事 務 局 | この申請は、譲受人で〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇氏の子供であり、同社取締役である〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より売買で取得し転用し、自社への資材置場として計画しているものであります。地元との協議も整っております。許可申請上の書類も特に問題ないとと思われます。資料といたしまして、3 ページに位置図、4 ページに申請地図、5 ページに土地利用計画図、6 ページに断面図を添付しております。以上でございます。 |
| 議 長 | 審議番号 1 番について、地区担当：松本推進委員に説明をお願いいたします。 |
| 松本推進委員 | 上牛隈、下牛隈、貞月地区担当の松本です。当案件につきましては 6 月 25 日に売買に向けた経緯などの聞き取りを行いました。6 月 28 日に現地の確認を行いました。地元といたしましては、今回の案件につきましては特に問題はないと思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。 |
| 議 長 | 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。 審議番号 1 番について、ご質問はございませんか？ |
| 会 場 | 【なしの声あり】 |

| | |
|-------------|--|
| 議 長 | 質問がないようですので採決に入りたいと思います。 審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。 |
| 会 場 | 【挙手】 |
| 議 長 | 賛成多数であります。 よって本案は原案のとおり許可することに決しました。 推進委員の退席をお願いいたします。 |
| 議 長 | 続きまして、審議番号 2 番について、事務局に説明をお願いいたします。 |
| 事 務 局 | <p>農地法第 5 条関係審議表番号 2</p> <p>申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇番 地目：田 地積：1,120 m² 外 18 筆</p> <p>申請人譲受人：〇〇市〇〇〇 〇番〇号 株式会社 〇〇〇〇〇〇</p> <p>申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇 他 7 名</p> <p>転用目的：特定建築条件付売買予定地</p> <p>農地区分：第 2 種農地</p> |
| 事 務 局 | <p>この申請は、譲受人の株式会社 〇〇〇〇〇〇が譲渡人の〇〇 〇〇〇氏 他 7 名より売買で取得し、特定建築条件付売買予定地として転用を計画しているものであります。特定建築条件付売買とは、宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間において自己の指定する建設業者との間に当該土地に建設する住宅について、一定期間内に建築請負契約が成立することを条件として売買が予定されている土地で、2年以内に売買が成立しなければ、建売住宅として販売する条件が付いているものです。今回の申請は農地、田 19 筆、16,026 m²、その他道路等を含め、1,557.55 m²、総事業面積は、17,583.55 m²で開発許可申請もされており、水路の用途廃止や市道の新設等も同時に行われます。宅地は 54 戸で、最小面積 205.07 m²、最大面積 292.58 m²、平均 226.74 m²となり、図面ではわかりにくいですが造成高は最大で 2.75m、市道岩崎・ロノ春線から少しづつ段差がある計画となっております。</p> <p>地元との協議も整っており、許可申請上の書類も特に問題ないと思われます。資料といたしまして、7 ページに位置図、8 ページに申請地図、9 ページに土地利用計画図、10 ページに造成計画平面図、11 ページに造成計画断面図、12 ページに配置図・各階平面図、13 ページに立面図を添付しております。以上でございます。</p> |
| 議 長 | 審議番号 2 番について、地区担当：花岡推進委員に説明をお願いいたします。 |
| 花岡推進委員 | <p>花岡です。今日朝、現地確認をしていただきまして、かなり広い耕作地を転用ということになります。</p> <p>作付けしているところによると、作る際に水がかなり不足しているということを鑑みて、1 日の日に〇〇〇〇〇〇の方とお会いして、説明を受けております。地元の農事区</p> |

長には承認を得ていると確認しております。

みなさんのご審議よろしくお願ひいたします。

議長　只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 2 番について、ご質問はございませんか？

会場　【なしの声あり】

議長　質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 2 番について、賛成の委員さんは挙手をお願ひいたします。

会場　【挙手】

議長　賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
推進委員の退席をお願ひいたします。

議長　続きまして、議案第 29 号を議題といたします。

事務局　それでは、6 ページをお願ひいたします。
議案第 29 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。
令和 6 年 7 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 繩田 精二

事務局　本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。
それでは 7 ページをお願ひいたします。

(1) 利用権設定が新規 3 件 5 筆 5,727.00 m²、
更新 0 件、計 3 件 5 筆 5,727.00 m²
所有権移転が 3 件 5 筆 7,917.00 m²、
利用権設定（中間管理事業）が 4 件 16 筆 17,233.00 m²

事務局　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われますがご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長　本案について、ご質問はございませんか？

会場　【なしの声あり】

| | |
|-------------|---|
| 議 長 | 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。 |
| 会 場 | 【挙手】 |
| 議 長 | 賛成多数であります。 よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。 |
| 議 長 | 続きまして、議案第 30 号を議題といたします。 |
| 事 務 局 | それでは、10 ページをお願いいたします。 議案第 30 号 農用地利用配分計画（案）について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会の意見 が求められているため審議に付する。 令和 6 年 7 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 繩田 精二 |
| | 本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。 それでは 11 ページをお願いいたします。 |
| | (1) 利用権設定（中間管理事業）1 件 16 筆 17,233.00 m ² |
| | こちらは、先ほどの農用地利用集積計画（案）にありました 9 ページの中間管理事業 の案件でございます。 経過措置により農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思わ れますか、ご審議よろしくお願ひいたします。 以上でございます。 |
| 議 長 | 本案について、ご質問はございませんか？ |
| 会 場 | 【なしの声あり】 |
| 議 長 | それでは、質問がないようですので採決に入りたいと思います。 本案については意見を求められている案件ですので、異議なしということでよろしいで しょうか。 |
| 会 場 | 【なしの声あり】 |
| 議 長 | 本案は異議なしとして市長部局へ回答したいと思います。 |
| 議 長 | 続きまして、通知第 7 号を議題といたします。 |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>それでは、12ページをお願いいたします。</p> <p>通知第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があつたので報告する。</p> <p>令和6年7月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二</p> <p>今月は1件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっており13ページに報告書を添付しております。以上でございます。</p> |
| 議長 | 本件は報告のみでございます。 |
| 議長 | <p>続きまして、会議次第第5番、報告事項を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、14ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条・第5条の規定により許可不要とされた農地取得・転用届出書について 嘉麻市〇〇〇 〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇氏より 1件の届出があつてあり、農業用倉庫の増築のため転用する旨の届出があつております。</p> <p>資料の14ページ、15ページに関係資料を添付しております。以上でございます。</p> |
| 議長 | 本件は報告のみでございます。 |
| 議長 | <p>続きまして、会議次第第6番、その他を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | 本日、農林振興課長飯田の方から報告事項がございます。 |
| 飯田課長 | <p>こんにちは、農林振興課長の飯田でございます。</p> <p>ジャンボタニシ駆除に対する椿油粕の使用についてということでお話をさせていただきます。お手元にスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）対策について飯塚普及指導センターからの資料がございましてお配りしていると思います。</p> <p>1枚めくって「9.椿油粕の問題点」ということで書いておりますが、椿油粕は肥料であり農薬として使用することは禁止されていますということが書かれていると思います。経過についてご説明いたしますと、ジャンボタニシについては嘉麻市内でかなりの範囲に広がっております。駆除等に苦慮されておられる農家さんも多数おられます。その駆除に椿油粕が使用されているというような通報が市の方に寄せられました。</p> <p>椿油粕は特定農薬の登録がないので、防除目的での使用をした場合は農薬の不正使用となり罰則の対象となります。</p> <p>通報を受けまして、農政係で米を主要に作られている農家さん等への聞き取りを行ったところ、市内の広範囲において使用しているという疑いが分かってきました。</p> <p>現在、この件につきまして農薬の不正使用を取り締まる福岡県庁の食の安全地産地消課</p> |

と協議し、不正使用をしてはならない旨の周知徹底の啓発の強化を行っていく所存です。
椿油粕については、特定肥料としての登録があるため、肥料としての使用が認められており、肥料と農薬の使用的ルールが混同し、使用してもいいといった誤った認識を持たれている方もおられますので、駆除目的での使用は行わず登録された農薬での駆除をお願いいたします。以上です。

事務局 それでは次回総会の日程についてでございますが、8月9日（金）10:30からとなつておりますので、よろしくお願ひいたします

議長 委員さんの方からは、何かございませんか？

会場 【なしの声あり】

議長 閉会の言葉を副会長よりお願ひいたします。

副会長 これにて、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

5番委員

6番委員
